

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

◇ 告 示 休猟区の設定(造林課) 銃猟禁止区域の設定(〃)

目 次 告 示

鳥取県告示第千十一号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十六条の規定により告示する。

平成元年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面積
高路休猟区	鳥取市本高地内の県道高路古海線と市道本高野坂立見線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、広域基幹林道鳥取中央線に至り、同広域基幹林道を北西、東方、西方、南方及び北方に進み、県道河内鳥取線に至り、同県道を南西に進み、広域基幹林道鳥取中央線に至り、同広域基幹林道を西方に進み、野坂川左岸に至り、同川左岸を北東に進み、市道上原細見線に至り、同市道を東方に進み、県道河内鳥取線に至り、同県道を北東に進み、加藤紙店株式会社下段製紙工場の東端点前の鳥取市下段地内の山林に向かう農道に至り、同農道を南東に進み、山林と耕地との境界の農道に至り、同農道を北東に進み、市道本高野坂立見線に至り、同市道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成元年十一月一日から平成四年十月三十一日まで	一、一一九ヘクタール
小田休猟区	岩美郡岩美町大字院内地内の県道下木原岩美停車場線と町道相山荒金院内線の交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み、町道大宝線に至り、同町道を南方に進み、終点に至り、同点から谷筋を南方に進み、岩美町と国府町の境界に至り、同境界を南西及び北西に進み、岩美町と福部村の境界に至り、同境界を北東に進み、町道唐川線に至り、同町道を北東、南方及び東方に進み、県道下木原岩美停車場線に至り、同県道を北東に進	平成元年十一月一日から平成四年十月三十一日まで	一、七四八ヘクタール

<p>区 高山休獵</p>	<p>八頭郡佐治村大字加茂地内の県道江府中和用瀬線と村道飯盛線の交点を起点とし、同所から同県道を西方に進み、農道</p>	<p>平成元年十一月一、四五五日から平成四ヘクター</p>	
<p>北細見谷 休獵区</p>	<p>八頭郡八東町大字神谷地内の県道国府八東線と町道丹比縦貫線の交点を起点とし、同所から同県道を西方に進み、八東町と郡家町の境界に至り、同境界を北東に進み、八東町と国府町の境界に至り、同境界を北東に進み、八東町と若桜町の境界に至り、同境界を南東及び南方に進み、町道丹比縦貫線に至り、同町道を北西、南方及び南西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成元年十一月一、〇四五日から平成四ヘクター 年十月三十一日まで</p>	
<p>小河内休獵区</p>	<p>八頭郡河原町大字中井地内の県道小川屋田線と県道中井小河内用瀬線の交点を起点とし、同所から県道中井小河内用瀬線を南西に進み、町道神馬津無線に至り、同町道を南西及び北東に進み、河原町と佐治村の境界に至り、同境界を南西及び北西に進み、河原町と三朝町の境界に至り、同境界を北方に進み、河原町と鹿野町の境界に至り、同境界を北東に進み、河原町と鳥取市の境界に至り、同境界を東方に進み、山道(通称高山山道)に至り、同山道を南東に進み、林道三滝線に至り、同林道を南東及び東方に進み、県道小川屋田線に至り、同県道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成元年十一月二、一〇〇日から平成四ヘクター 年十月三十一日まで</p>	
<p>み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>			
<p>区 鉛山休獵</p>	<p>東伯郡三朝町大字東小鹿地内の県道三朝中線と町道実光神倉線の交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、町道坂根線に至り、同町道を南西に進み、神倉ウラン鉱石採掘の廢道に至り、同廢道を南方に進み、終点に至り、同点から東側の谷筋を南方に進み、三朝町大字鉛山と同町大字神倉の境界に至り、同境界を南方に進み、鳥取県と岡山県の境界に至り、同境界を南西に進み、県道江府中和用瀬線に至り、同県道を西方に進み、国道百七十九号に至り、同国道を西方に進み、県道木地山倉吉線に至り、同県道を北東に進み、町道福吉線に至り、同町道</p>	<p>平成元年十一月二、七五七日から平成四ヘクター 年十月三十一日まで</p>	
<p>北谷線に至り、同農道を北方に進み、国有林鳥取事業区山王谷国有林と民有林の境界に至り、同境界を南東及び北東に進み、民有林鳥取地域森林計画区の佐治村に係る三十二林班C小班とD小班的境界に至り、同境界を南東に進み、同林班のE小班とG小班的境界に至り、同境界を北東に進み、同林班のE小班とF小班的境界に至り、同境界を北東及び北方に進み、同国有林と民有林の境界に至り、同境界を北東に進み、同国有林の九十二林班と九十三林班の境界に至り、同境界を北西に進み、佐治村と河原町の境界に至り、同境界を東方に進み、山道(通称兵円山道)に至り、同山道を南東及び南西に進み、村道飯盛線に至り、同村道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>		<p>平成元年十一月二、七五七日から平成四ヘクター 年十月三十一日まで</p>	
<p>北谷線に至り、同農道を北方に進み、国有林鳥取事業区山王谷国有林と民有林の境界に至り、同境界を南東及び北東に進み、民有林鳥取地域森林計画区の佐治村に係る三十二林班C小班とD小班的境界に至り、同境界を南東に進み、同林班のE小班とG小班的境界に至り、同境界を北東に進み、同林班のE小班とF小班的境界に至り、同境界を北東及び北方に進み、同国有林と民有林の境界に至り、同境界を北東に進み、同国有林の九十二林班と九十三林班の境界に至り、同境界を北西に進み、佐治村と河原町の境界に至り、同境界を東方に進み、山道(通称兵円山道)に至り、同山道を南東及び南西に進み、村道飯盛線に至り、同村道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>		<p>平成元年十一月二、七五七日から平成四ヘクター 年十月三十一日まで</p>	

<p>区 岸本休狝</p>	<p>狝 伏山休 区</p>	
<p>西伯郡岸本町吉長地内の国道百八十一号と県道岸本大原線の交点を起点とし、同所から同県道を東方及び南方に進み、町道福原三号線に至り、同町道を北方に進み、県道金屋谷米子線に至り、同県道を東方に進み、県道名和岸本線に至り、同県道を東方に進み、県道金屋谷米子線に至り、同県道を南東、北西、東方及び南方に進み、町道一本松幹線に至り、同</p>	<p>東伯郡東郷町大字引地地内の県道倉吉青谷線と県道三朝東郷線の交点を起点とし、同所から県道倉吉青谷線を北東に進み、町道北福長谷線に至り、同町道を東方に進み、長谷幹線農道に至り、同農道を東方、南東及び南西に進み、林道鉢伏線の起点に至り、同林道を南方及び北東に進み、県道鉢伏田畑線に至り、同県道を南方及び西方に進み、町道麻畑線に至り、同町道を南西に進み、終点に至り、同点から西方に直線で林道浪人越線の終点に至り、同点から同林道を西方に進み、県道三朝東郷線に至り、同県道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>を北西に進み、県道木地山倉吉線に至り、同県道を東方に進み、県道三朝温泉木地山線に至り、同県道を東方に進み、林道柿谷線に至り、同林道を北東に進み、町道実光神倉線に至り、同町道を東方及び南方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>平成元年十一月九〇五へく 一日から平成四ター 年十月三十一日 まで</p>	<p>平成元年十一月一、六〇五 一日から平成四 年十月三十一日 まで</p>	
<p>平成元年十一月九〇五へく</p>		
<p>岩田休狝</p>	<p>狝 阿毘縁休 区</p>	<p>花見山休 区</p>
<p>日野郡日野町本郷地内の国道百八十号</p>	<p>日野郡日南町下阿毘縁地内の主要地方道安来伯太日南線と県道横田伯南線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を南方に進み、林道船通山線に至り、同林道を南西及び北方に進み、山道(通称奥山越し)に至り、同山道を南西に進み、阿毘縁川に至り、同川を南東及び南西に進み、鳥取県と島根県の境界に至り、同境界を北西及び西方に進み、県道横田伯南線に至り、同県道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>日野郡日南町花口地内の県道上石見黒坂停車場線と日南町と日野町の境界の交点を起点とし、同所から同境界を東方に進み、鳥取県と岡山県の境界に至り、同境界を南方に進み、県道神戸ノ上新見線に至り、同県道を西方に進み、県道上石見黒坂停車場線に至り、同県道を北方に進み、鳥取県立日野産業高等学校三本松農場と民有地の境界に至り、同境界を東方、北西及び西方に進み、県道上石見黒坂停車場線に至り、同県道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
<p>平成元年十一月八六五へく</p>	<p>平成元年十一月一、二九〇 一日から平成四 年十月三十一日 まで</p>	<p>平成元年十一月一、三〇〇 一日から平成四 年十月三十一日 まで</p>
<p>平成元年十一月八六五へく</p>		

区	と町道渡線の交点を起点とし、同所から同町道を南方に進み、町道黒谷二号線に至り、同町道を南西に進み、林道渡線に至り、同林道を南西に進み、農道小原線に至り、同農道を西方に進み、山道(通称奥渡越し)に至り、同山道を南西に進み、町道黒坂停車場線に至り、同町道を北西に進み、町道中菅線に至り、同町道を北方に進み、県道上石見黒坂停車場線に至り、同県道を北方に進み、国道百八十号に至り、同国道を北方及び北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	一日から平成四 年十月三十一日 まで
---	--	--------------------------

鳥取県告示第千十二号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法第三十二号)第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により告示する。

平成元年十月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区	域	存続期間	面積
百谷銃猟禁止区域	鳥取市百谷地内の県道福部鳥取線と市道百谷線の交点を起点とし、同所から同町道を西方に進み、百谷ダム管理道に至		平成元年十一月二二二ヘク 一日から平成十 一年十月三十一	

河岡銃猟禁止区域	米子市河岡地内の市道尾高河岡線と市道盤川右岸堤線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、県道淀江岸本線に至り、同県道を南西に進み、市道五ツ分日下線に至り、同市道を北西に進み、市道盤川左岸堤線に至り、同市道を北西に進み、市道尾高福万線に至り、同市道を南方に進み、米子市河岡字東揚石と同市河岡字狐塚の境界に至り、同境界を北西に進み、同市河岡字東揚石と同市河岡字西揚石の境界に至り、同境界を北西に進み、同市河岡字石丸二五七の南端点に至り、同点から同点地先の道を北西に進み、同市河岡字石丸二八七の南端点に至り、同点から同点地先の道を北方に進み、同市河岡字石丸と同市河岡字上片山の境界に至り、同境界を東方及び北東に進み、市道尾高福万線に至り、同市道	一日から平成十 一年十月三十一 日まで
----------	---	---------------------------

河岡銃猟禁止区域	米子市河岡地内の市道尾高河岡線と市道盤川右岸堤線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、県道淀江岸本線に至り、同県道を南西に進み、市道五ツ分日下線に至り、同市道を北西に進み、市道盤川左岸堤線に至り、同市道を北西に進み、市道尾高福万線に至り、同市道を南方に進み、米子市河岡字東揚石と同市河岡字狐塚の境界に至り、同境界を北西に進み、同市河岡字東揚石と同市河岡字西揚石の境界に至り、同境界を北西に進み、同市河岡字石丸二五七の南端点に至り、同点から同点地先の道を北西に進み、同市河岡字石丸二八七の南端点に至り、同点から同点地先の道を北方に進み、同市河岡字石丸と同市河岡字上片山の境界に至り、同境界を東方及び北東に進み、市道尾高福万線に至り、同市道	平成元年十一月二六ヘクタ 一日から平成十 一年十月三十一 日まで
----------	---	---

<p>緑水湖銃 獵禁止区</p>	<p>を北西に進み、市道河岡四号線に至り、同市道を北西に進み、農道(通称片山道)に至り、同農道を北西及び南方に進み、野本川にかかる木橋に至り、同橋を南西に進み、市道野本川左岸堤線に至り、同市道を北西に進み、市道尾高河岡線に至り、同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>西伯郡西伯町大字下中谷地内の国道百八十号と県管賀祥ダム堤体の交点を起点とし、同所から同堤体を東に進み、町道緑水湖線に至り、同町道を南方及び北東に進み、林道ヒカラン線に至り、同林道を南東、東方、南東及び北東に進み、林道上中谷線に至り、同林道を南東、北東及び南西に進み、遊歩道健康の径に至り、同遊歩道を西方に進み、西伯郡西伯町大字下中谷字小谷六六六と同大字字途中谷下山六九二の境界の東端点に至り、同点から上長田大橋東端に至る尾根筋を西方に進み、町道緑水湖線に至り、同町道を南東、西方、南東、北西、南方、南東及び西方に進み、国道百八十号に至り、同国道を北西に進み、町道畜産団地線に至り、同町道を南西に進み、町道賀祥ダム線に至り、同町道を南西に進み、町道野牛線に至り、同町道を北東に進み、国道百八十号に至り、同国道を北方に進み、町道入蔵線に至り、同町道を西方に進み、林道アンジキ線に至り、同林道を東方及び北東に進み、林道ゴマンダヤマ線に至り、同林道を東方に進み、国道百八</p>
<p>平成元年十一月二〇ヘク 一日から平成十タール 一年十月三十一 日まで</p>		

<p>採種園銃 獵禁止区</p>	<p>日野郡日南町生山字板井谷山三二三の三一から三二三の三三まで、三二三の三五から三二三の三七まで</p>	<p>十号に至り、同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p> <p>平成元年十一月六ヘクタール 一日から平成十 年十月三十一日 日まで</p>
----------------------	---	--